

中近東におけるビジネスリスクと 保険購入の注意点

2013年9月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE&CO

中近東におけるビジネスリスクと保険購入の注意点

保険業界は、中東における産業の発展に伴い、ビジネスで求められるニーズに適応すべく変化しています。本記事では、地域産業が抱える問題について考え、保険購入において特に留意すべき点を明らかにします。

なぜ？

中東の多くの法域において、自動車保険、健康保険をはじめとし、加入の義務付けられた保険があり、特定のビジネスには専門職業賠償責任保険の加入も義務付けられています。しかし、保険を購入する際には、自らのビジネスにおいて保険の対象となるリスクの種類や保険金額を考慮する必要があります。ビジネスのニーズに十分応えられない低いレベルのカバレッジが多くみられます。また、免責額が低過ぎる場合も多くみられ、その場合、保険料が不必要に高額になります。

なに？

ビジネスが抱えるリスクおよび責任をしっかりと理解することが重要であり、これらは法域によって異なることもあるため注意が必要です。例えば、事故に関与した者は、被害に対する責任に関係なく、負傷者に「慰謝料」を支払う義務があるかもしれません。ビジネスにおいては、保険証券の文言が、その地域におけるビジネスが抱えるリスクを適切にカバーするものとなっていることを確認しなければなりません。

だれ？

過去に使ったことのある海外の保険会社から保険を購入しようとするのがよくみられますが、地域の法令によって、その地で許可を受けていない保険会社の保険（非認可保険）は認められないこともあります。多国籍保険会社が地域に事務所を持つ場合は問題ありません。しかし、現地に事務所が無い場合、現地の保険会社から保険を購入しなければなりません。”フロンティング” —つまり現地保険会社が保険証券を発行し、多国籍保険会社に再保険を手配するという方法がよく用いられます。これにより、非認可保険に対する現地の規制を守ることができますが、注意を怠ると、さまざまな問題が生じます。ビジネスは、現地の保険会社とのみ契約関係を結ぶことになります。現地の保険会社は、多国籍保険会社ほどの財務力はないため、ビジネスが必要とするレベルのカバレッジを提供することができないかもしれません。そこで、これらリスクをいかに解決するかという課題が残ります。

どのように？

法規制により非認可保険の購入は抑制されています。多国籍保険会社が”グローバル・プログラム”を提供することが一般的になりつつあります。グローバル・プログラムは、必要に応じフロンテイングを利用して、グループ会社にカバレッジを提供するものです。グローバル・プログラムと現地証券における条件差や保証金額の不足を埋めるために"条件差補完 (DIC) " / "金額差補完 (DIL) " といった条項が用いられます。これら条項に従い、多国籍保険会社は、グローバル保険証券と現地のフロント証券のカバレッジにおける差を埋めます。

DIC/DILカバレッジは、非認可保険と解釈される可能性もあるため、多国籍保険会社によるファイナンシャル・インタレスト・カバレッジの提供も一般的になりつつあります。このカバレッジは、通常グローバル・ポリシーの延長として提供されますが、保険の対象への根本的に異なるアプローチをとるものです。多国籍ビジネスの現地子会社への保険を提供するのではなく、グループの親会社に対しカバレッジを提供します。子会社が被る損害の影響により親会社に生じる財務上の損失を補償するプロテクションです。これにも問題がないわけではありません。親会社は、100%所有権を有しない子会社に対し、限定的な利害関係しか持ちません。また、保険金は、実際に損害を被った子会社ではなく、親会社に支払われます。よって、保険金は親会社から子会社へ送還されなければなりません。